

サイチン

まともな生活が できていますか?



「時給1000円以上! 最低賃金裁判」を行います
~原告100人・サポーター1000人大募集~

神奈川労連・最低賃金裁判事務局 >>> tel.045-212-5855 fax.045-212-5745

神奈川労連HP >>> <http://www.kanagawa-rouren.jp/>

神奈川県労働組合総連合

あなたの 賃金・時給で まともな生活が できていますか？

私たち

「時給 1000 円以上！最低賃金裁判」を行います
～原告 100 人・サポーター 1000 人大募集～

サイチン？



キタコトアリヨ

あなたは「最低賃金」を知っていますか？

「だれでもどんな働き方でも、この時間給以下で働かせたらその事業主は 50 万円以下の罰金」という最低賃金法で定められる、絶対にそれ以下で働かせてはいけない時間給のことです。毎年国が県単位で決定を行なっています。これは例えば失業手当の額引き上げに影響しているなど、社会の大きな支えになっているのです。

いい！



ムリ！

今、神奈川県の最低賃金は 818 円。

昨年 29 円上がって 800 円の大台をやっと超えました。でも、これで 1 日 8 時間働いても、月に税込み 13 万くらいにしかなりません。まず税金・社会保険料 3 万 8 千円位が天引きされ、残りの 9 万 2 千円位から家賃・水光熱費など払うと残りは 4 ～ 5 万円、ここから食費・衣類 etc...、これでまともなくらしができるでしょうか？

うー



クマリマス...

今、長時間やダブル・トリプルの仕事掛け持ちで働かないで生活できない賃金の人たちが激増しています。

2007 年、国が最低賃金を決めるに当たっては「労働者が健康で文化的な生活を営めるよう、生活保護を下回らないようにすること」が国会で決めました。

イッショニ



ガンバロー

最低賃金は、1000 円以上必要です！

「1 日 8 時間働いて、休日や休息もきちんと取って家族やプライベートな時間が確保され、まともに暮らせる」という国会決議の主旨を実現させるためには、最低賃金が少なくとも 1000 円以上は必要です。もちろんこれを中小企業への支援強化と一緒に行わせ、景気の回復と賃金底上げなどに結び付けます。

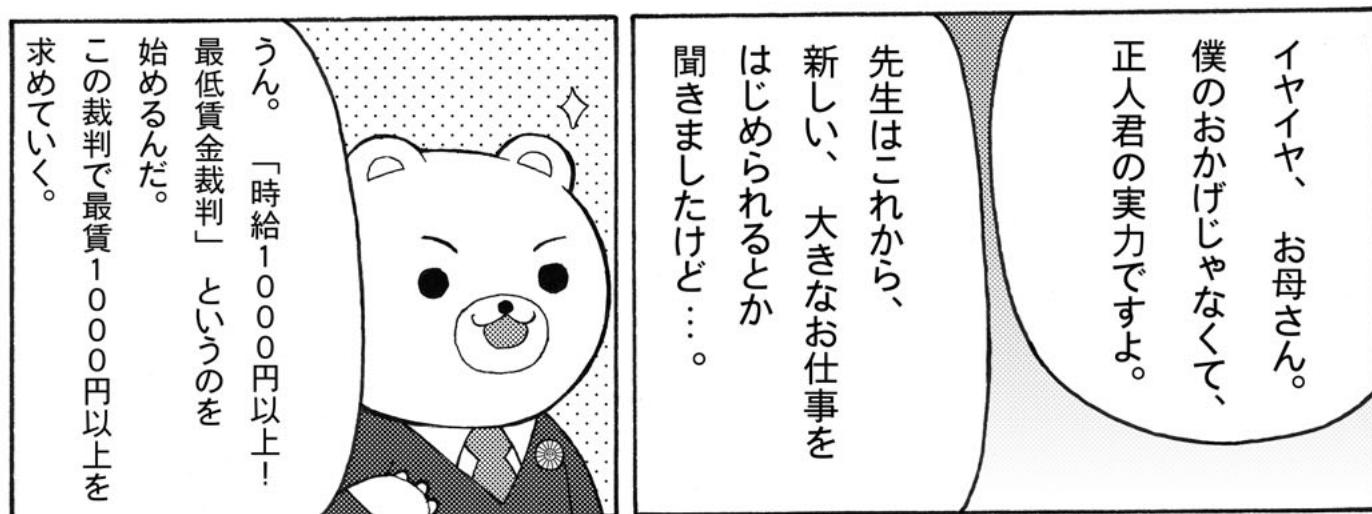
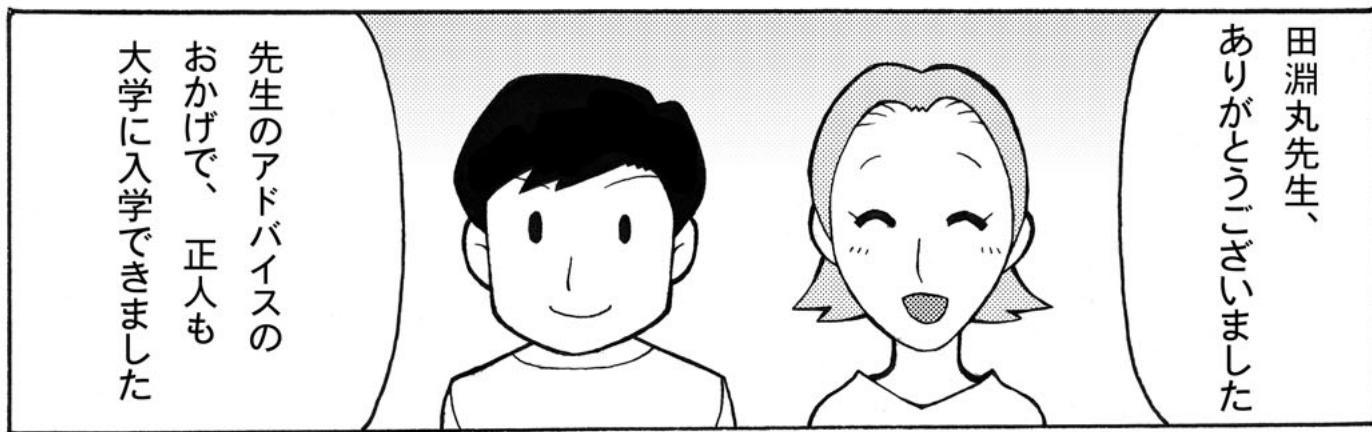
私達は「国会で決められた改正最低賃金法にてらし、いくらなんでも即刻時給 1000 円以上にするべきだ」と国を相手に裁判に立ち上がり、2011 年 5 月末以降順次横浜地方裁判所に提訴をします。

裁判をおこなうにあたり、「原告 100 人」と「サポーター 1000 人」を大募集します。最低賃金裁判・・・みんなで立ち上がり、みんなで応援しましょう！！

サイチン？



サイカスイテ
オニルケバ
シナリド



※注①さいちん・・・最低賃金。略して「最賃」。使用者が、労働者に支払わなければならない、賃金額の最下限額（時間額）を定めた制度で、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。最低賃金は、雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。



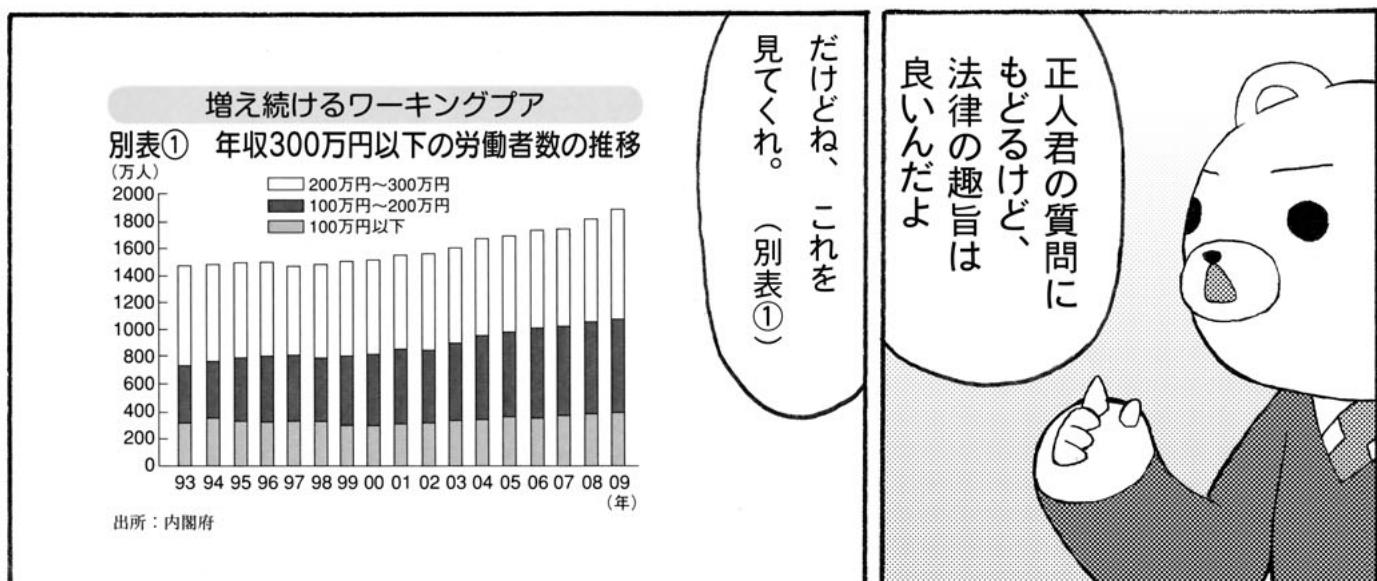
賃金の下限が
定められていれば、
働く人の生活は安定して
良いんじゃないですか？
どうして、
裁判なんかするんですか？

うん。

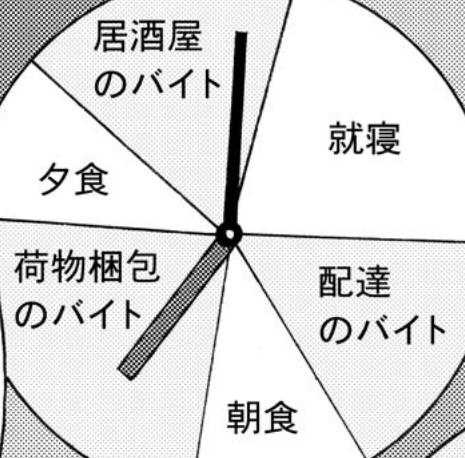
賃金の下限が保障されれば
不正に賃金を低くしたりする
企業の勝手は許されないから、
法律の目的はたしかに
良いものなんだ。



たしかに
「最低賃金が引き上げられると
会社がつぶれる」というのは、
事業主がよく言われる話です。



2009年度の国税庁の調査では、年収200万円以下の労働者は5年前より120万人増加したんだ。その数、約1100万人。



大企業が中心に正規労働者を減らしてパートや派遣などの非正規労働者へどんどん置き換えていく。非正規で働く人の多くは時間給労働者だから最低賃金の影響を一番受けることになるんだ。それだけじゃなくて、最低賃金の低さが労働者全体の賃金の引き上げの重石となつているんだよ。

そして、労働者の4人に1人が、フルタイムで働いてもまともな生活ができない、ワーキングプアとなつてしているんだ。

厚生労働省は、
神奈川県の最低賃金は
生活保護と49円も
かけはなれていて、
これを解消するために
836円としなければ
ならないことを
明らかにしたんだ。

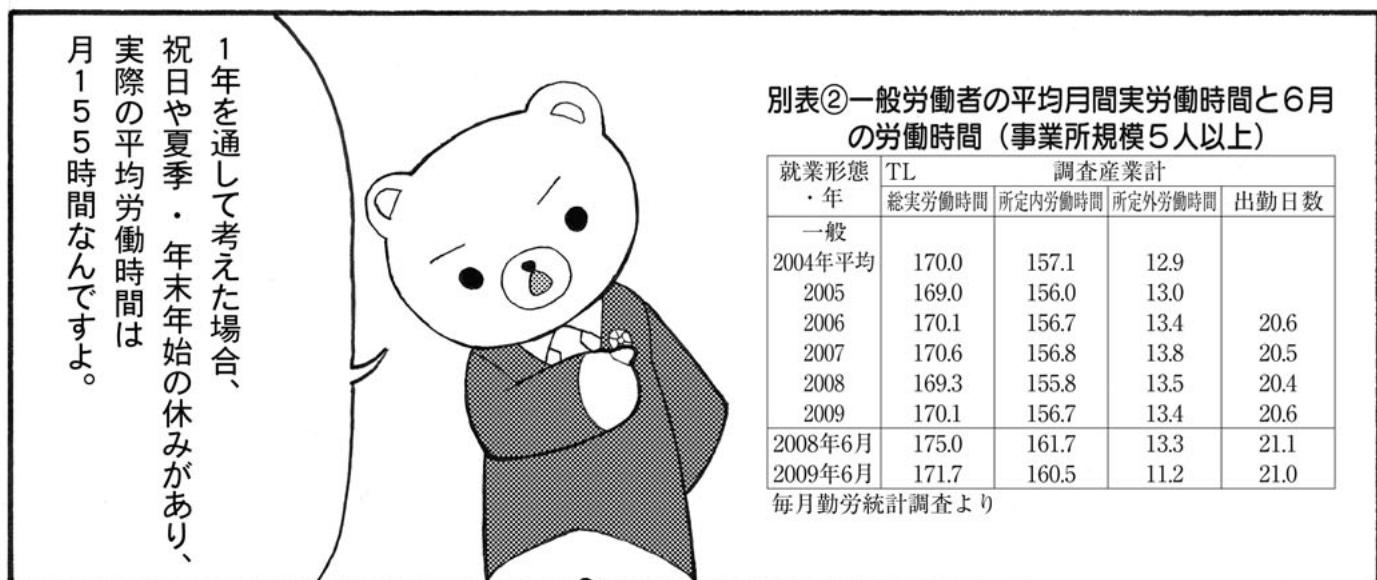
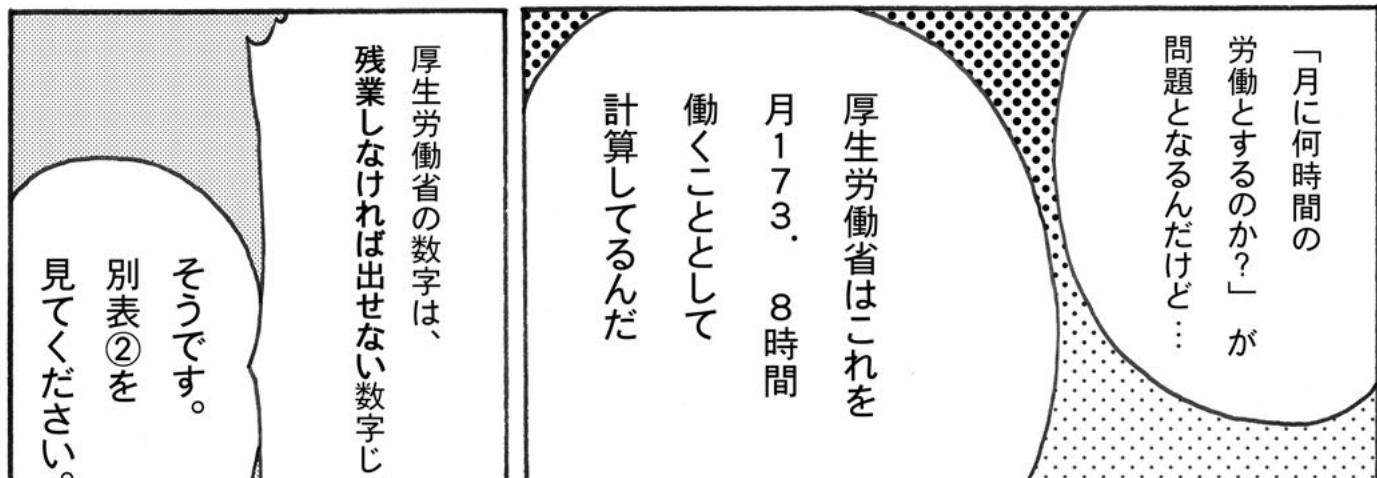
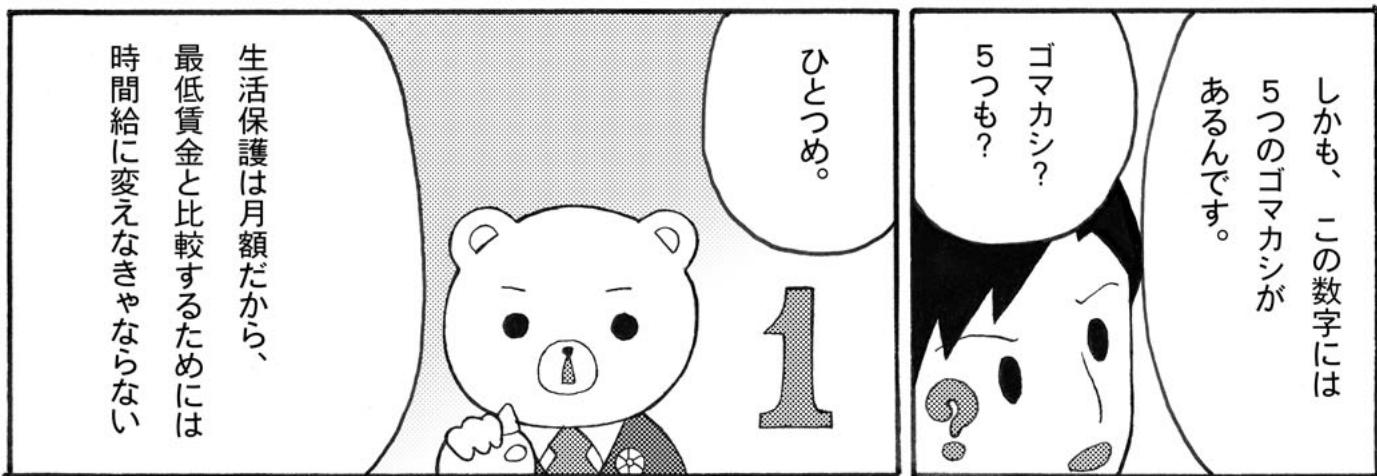
「・・・労働者の生計費を考慮することあたっては、このような背景から、2007年に改正された最低賃金法では、

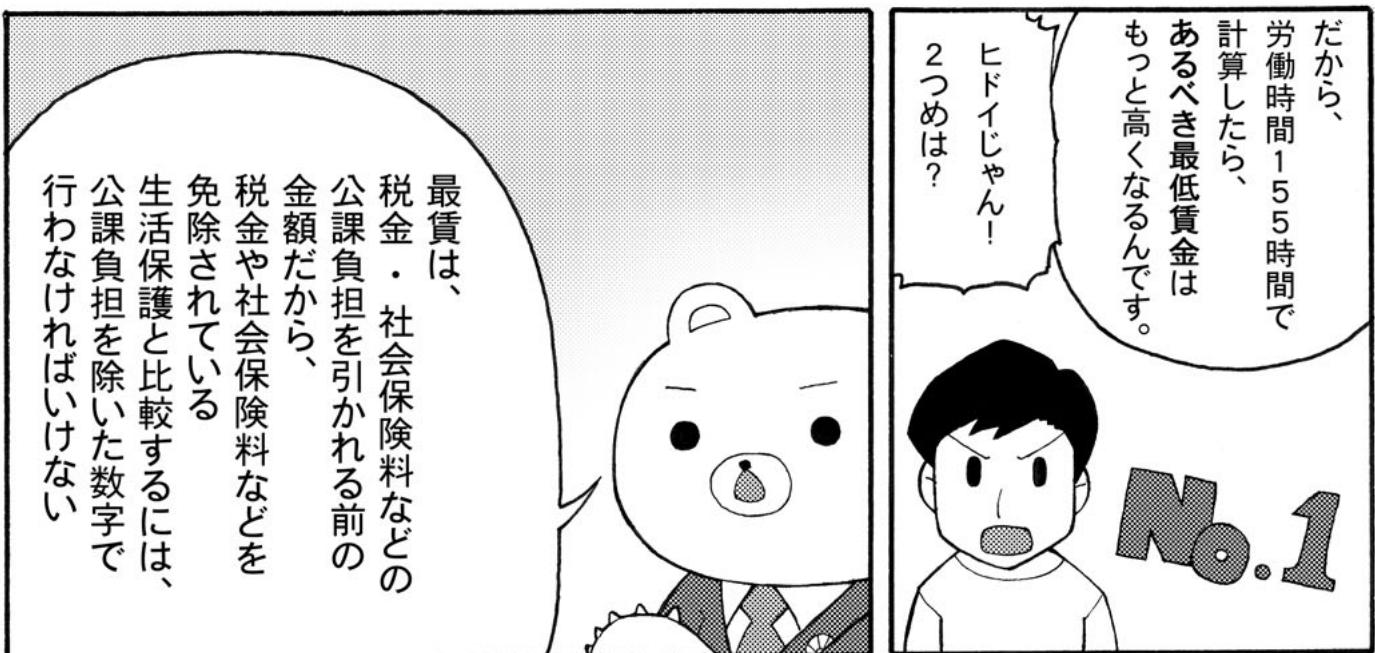
*注②：生活保護：

憲法25条に規定する理念（生存権）に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを言います。

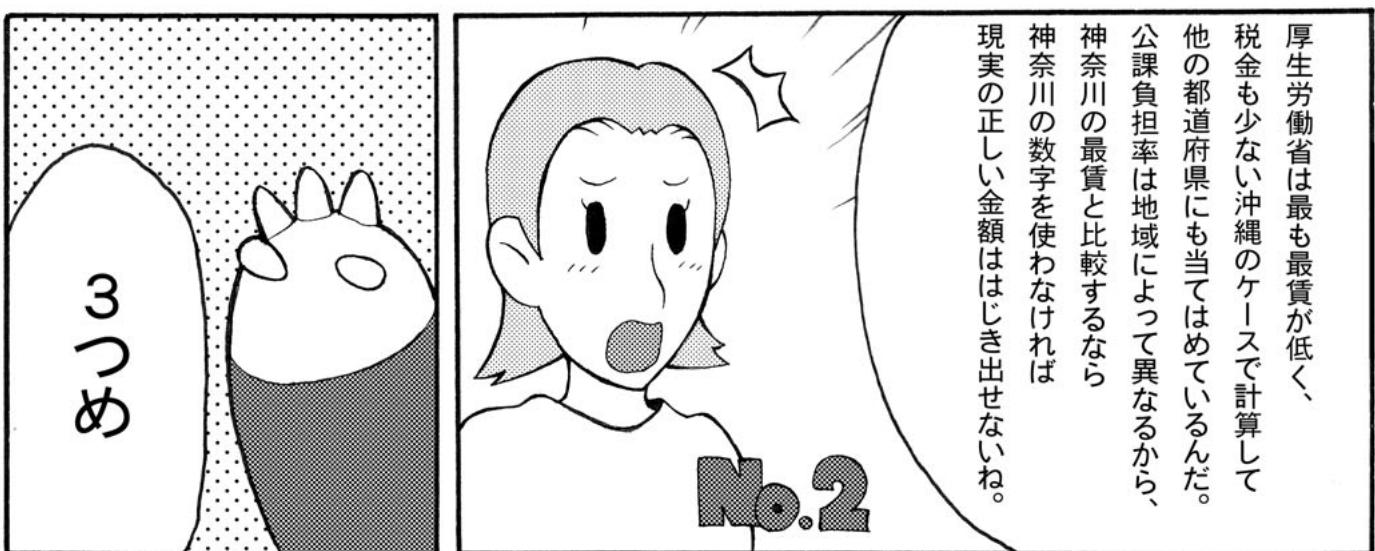
*注③：憲法第25条①生存権：

「すべて国民は、 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、②国の社会的使命・・・
「国は、 すべての生活面について、 社会福祉、 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に
努めなければならない。





No.1



3つめ

No.2



No.3

外着でしょ？
靴でしょ？
もちろん、交通費。
外での飲食費に…。



4つめ。

同じ神奈川県内でも
物価を反映して生活保護では
県内を6つの「級地」に分けて
衣食などの生活費に
差をつけているんだ。

一方、最低賃金は
県内一律の金額だから
どう比較するかが
問題なんだけど、
厚生労働省は、
人口加重平均
(＊注④)
を使っているんだ。



最後の5つめの
ゴマカシ。

都市部の物価の高い地域に
住んでいる労働者にとって
不利益になるぞ。

そうか！

不利益なだけじゃなくて、
最低賃金はすべての労働者が
対象となるから、
「だれもが生活保護を下回らない」
という改正された最低賃金法の趣旨に
違反することになるよね。

そうなんだ。

厚生労働省は、生活保護受給者が
実際に払っている家賃の
平均額を住宅費として、
最低賃金での生活費を計算してるので。
＊注④：

加重平均とは、平均値を計算する時、各項の数値にその重要度に比例した係数を掛け、各項に重みをつけてから平均すること。重みつき平均。

ところが、生活保護では、公営住宅などの家賃が安い賃貸物件に住むことを指導されている

そうなんですか？もちろん、生活保護を受けているからってひどい部屋に住んでりやいいってのは許されるものじゃないです。

それにですね、もし、実際にそうだとしても、その家賃で生活費を計算されたら最低賃金が安く見積もられちゃうじゃないですか？

そうだよ

No.5

以上の5つのゴマカシを正し、生活保護基準を正しく計算すれば、神奈川県の基準は約1400円、税込みで月額22万円となるんだ。



地方は確かに、家賃や食事が安いけど、冷暖房費が増すし、クルマがないと生活できないんだよ

事業主の支払い能力などを考慮しても、少なくとも最低賃金1000円以上に引き上げることを裁判で求めていくんだ。

¥1,000~/
1H

えー。

地方や首都圏で

生活にかかる経費の最低額を

計算したら、

税込み22万くらいになつたんだ。

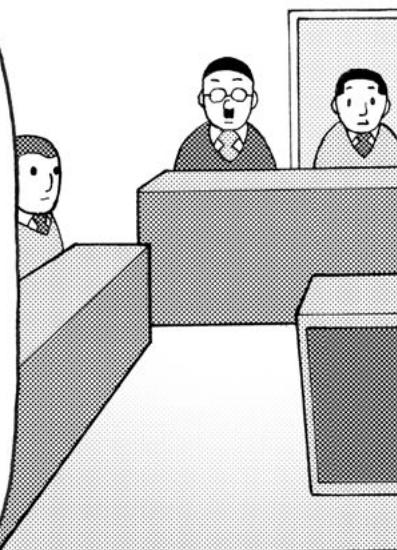
確かに、クルマは子ども一人分くらい
経費がかかるって言いますものね。

ぼくたちはですね

でも
裁判なんてコワいなあ…。
僕が言うのも変だけど…。

もちろん、裁判に参加するのは
原告の人だけじゃない。
彼らを応援する
サポートーも集めていくんだ。

時給1000円未満で働いている人に、
こんな安い賃金で働かされているのは
原告となって立ち上がりつづらうんです。
国の責任だってことに気づいてもらいたい、



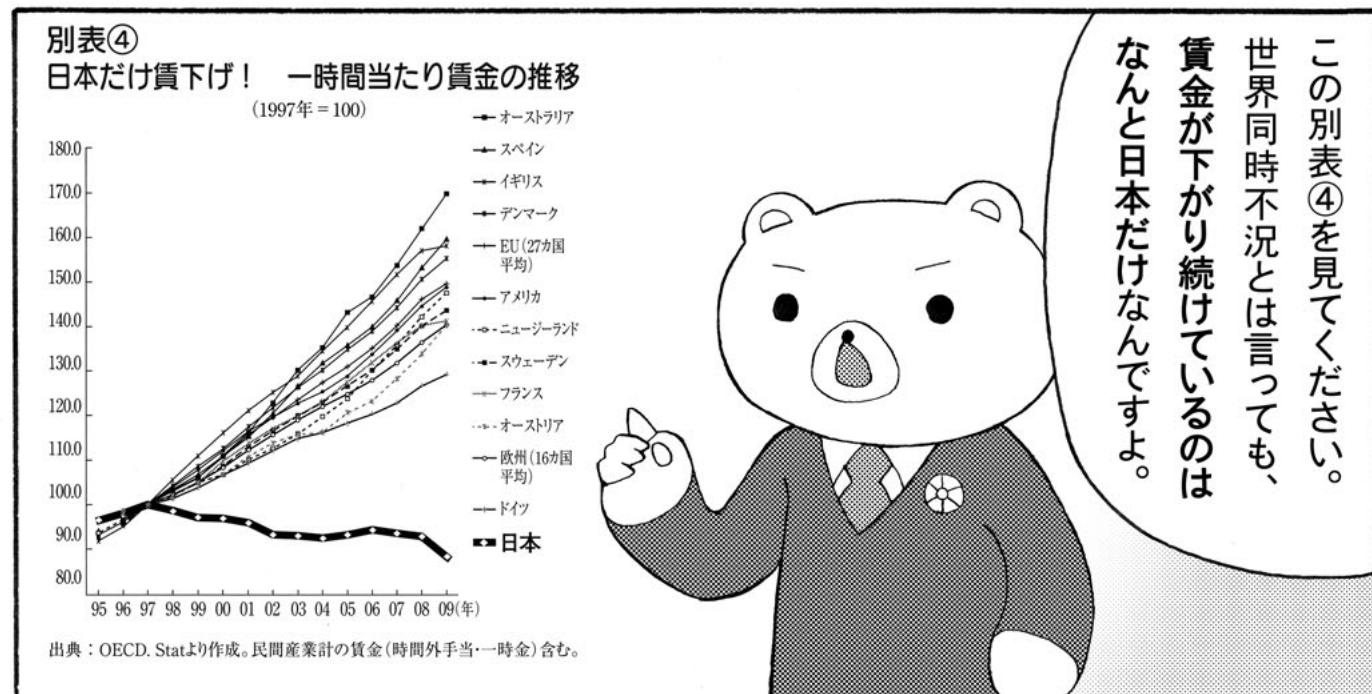
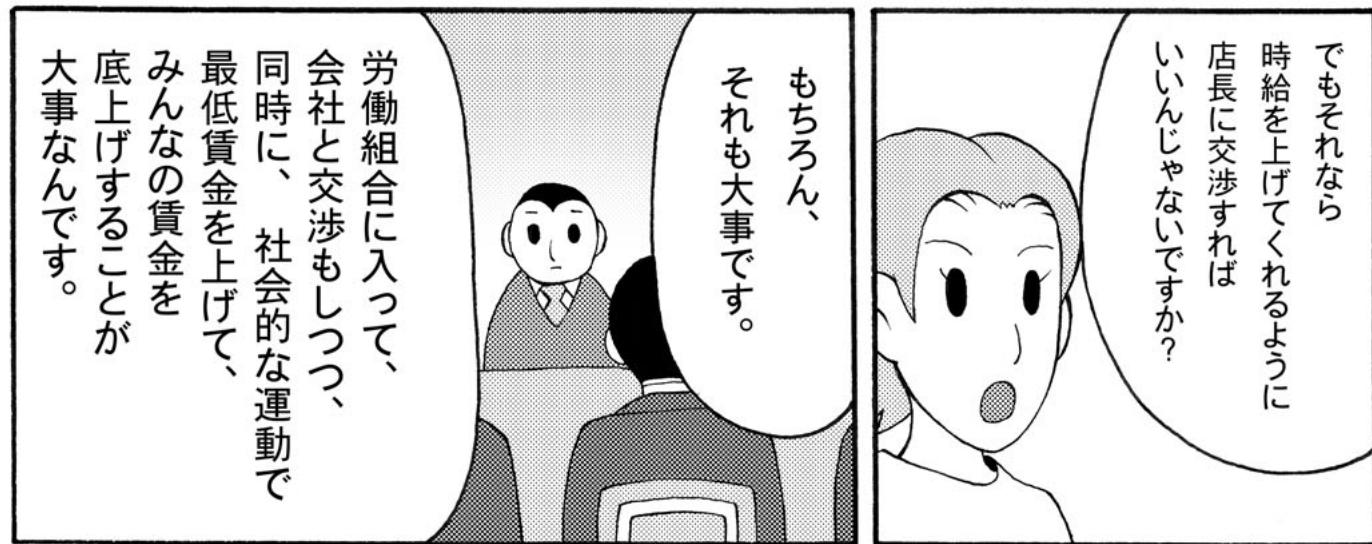
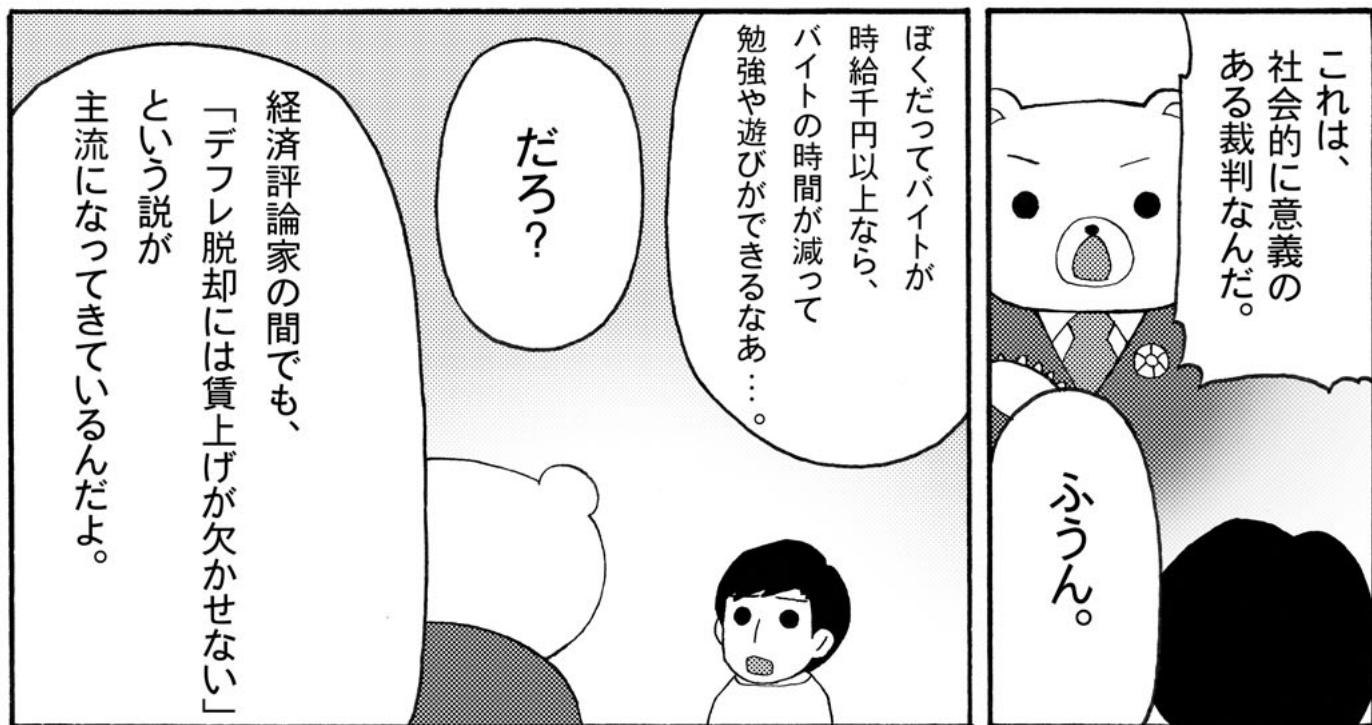
この図のように、
最低賃金が高くなつて
みんなの賃金が底上げされれば
みんなモノを買ひだして、
景気も上向きになるんだ

賃金の底上げ

最低賃金
1000円以上に
引き上げ

中小企業予算
の拡充





しかも、別表⑤を見ても

わかるように、

日本だけなんです。
最低賃金がこれだけ低いのも

別表⑤ 日本と欧米各国の最低賃金

国名	時間額	購買力 平価換算 (円)
ベルギー（22歳以上）	8.90	¥1,222
フランス	8.82	¥1,207
ルクセンブルグ	9.92	¥1,279
オランダ（23歳以上）	9.05	¥1,305
アイルランド	8.65	¥1,082
イギリス（21歳以上） (18~20歳)	£5.93 £4.92	¥1,123 ¥932
オーストラリア	\$15.00	¥1,203
ニュージーランド	\$12.75	¥1,002
アメリカ（全国）	\$7.25	¥915
ワシントン州	\$8.55	¥1,080
¥730（全国平均）		
¥821（最高）		
¥642（最低）		

注: 1.00 (ユーロ) = 121.7円、\$1.00 (米ドル) = 89.7円、£1.00 (英ポンド) = 139.8円、豪\$1.00 (豪ドル) = 80.7円、NZ\$1.00 (ニュージーランドドル) = 64.0円、(09/10/01~10/9/31: 1年平均)

月額設定でない英米日豪NZLuxは40時間×52週÷12で換算。ベルギー週38時間、蘭週36時間、仏週35時間。

購買力平価は2009年のOECD推計値。対ドル当たり各国通貨表示。1\$=126.26円・米では全国一律の連邦最賃と州別最賃があり、ワシントンは最も高い。英・蘭・ベルギーは標記の他に低年齢層の最賃がある。



それとこれとは、
同じ要求運動なんですよ。

え？ そうなの？

ウチには、内部留保 (*注⑤)
なんてあるわけないもの・・。

でも、最低賃金がそんなに上がっちゃつたら、
ウチみたいな中小企業は困るわ・・。
こんな不景気な時に人件費が増えてしまつたら、
従業員の数も減らさなくちゃならないし、
生産も減るわよね。 ますます、 利益なんか
取れないわ。
従業員さんたちのお給料を上げないと
いけなくなっちゃう。

これ見てください。
(別表⑥)

別表⑥
●中小企業予算は全体の1%以下！



日本の雇用の7割を支える
中小企業の予算は、 これだけ
減らされ続けているんです。



*注⑤: 内部留保とはひとことで言えば企業がさまざまな名目でため込んでいる利益のことです。日本の大企業は、商法や法人税法、租税特別措置法などで、さまざまな合法的なため込みの項目がまとめられ、欧米にくらべても異常に多いことが指摘されています。その金額は250兆円とも言われています。

ちなみに、フランスでは3年間で
中小企業予算に2兆2千8百億円を投じ、
最低賃金を引き上げた企業に
社会保険料の減免を実施。

アメリカでも、中小企業の
負担軽減のために、5年間で
8千8百億円の予算を確保。

これに対しても、
日本の中小企業に対する
最低賃金引き上げのための
予算は、
わずか年間50億円。

どおりでウチが
苦しいわけよね。

いま、消費者は先行き不安から
財布のヒモを固く締め、
それが消費を冷やしている。
しかし、最賃が引き上げられて
収入が増えれば、大半を消費に回します。
同時に、資金繰りの厳しい中小企業の
予算拡充を求める運動も必要です。

その数、百人以上。

時間給1000円未満で働くパートや
アルバイトなどの時間給で働く人や、
正社員で日給・週給・月給制の人でも
時間給になおすと1000円未満で
働いている人に
原告となって立ち上がりもらいます。

ぼくらはですね

と同時に、

個人・団体や中小企業関係者、

事業主・高校生・大学生を含めて、

この裁判を応援するサポーターを

1000人以上集めます。

そしてなかまと連帯して、この裁判で

「最低賃金1000円以上」を

勝ち取っていくんだ。

ヨシ！



ぼくもサポーターに
なるよ！先生！

わたしも！

うん！

ともに
がんばろう！



「原告になつてみよう」

「サポーターになろう」

■■■■■ 原告になる方にお願いしたいこと ■■■■■

- ・時間給換算で 1000 円未満で働き、「一刻も早く最低賃金が 1000 円以上になってみんなの賃金の底上げをして欲しい！！」「当たり前の生活ができる賃金が欲しい」と強く思う方、すべてが原告になれます。
- ・月給で働く方でも時間給に換算すると 1000 円未満になる方も OK です。
- ・また、上記の賃金で働き、月の収入の不足分を生活保護受給している方。
- ・すべて単身・家族と同居など問いません。

《《《 役割・行動内容 》》》

- ①訴訟費用として 1000 円※をご負担ください。※これ以外の経費はかかりません
- ②裁判の傍聴や宣伝・諸行動への参加、「最低賃金 1000 円署名」の推進、運動の輪を広げます。
- ③最賃裁判事務局会議や弁護団会議にご参加ください。
- ④「最低賃金と生活保護との整合性の 5 つのゴマカシ」や「本来の生活保護基準を下回らない最低賃金に引き上げる必要性」について学習していきます。
- ⑤職場の同僚、家族や友人に最低賃金裁判の趣旨を説明し、サポーターを広げます。
- ⑥労働組合に加入して仲間と一緒に行動しましょう。

■■■■■ サポーターになる方にお願いしたいこと ■■■■■

この裁判を応援したいと思う方は、会社で正規・非正規で働く方はもちろんのこと、アルバイトやパートで働く（働いていなくても）高校生・大学生・主婦でも大歓迎です。中小企業の事業主の方もサポーターとしてご参加いただけます。また、労働相談や生活相談、福祉相談など行なっている組織・NGO・NPO、宗教組織など団体、個人でもサポーターになれます。

《《《 役割・行動内容 》》》

- ①裁判支援として、一口 1000 円で支援金をご負担ください。（何口でも OK）
- ②サポーター会議にご参加ください。裁判の状況や支援活動への意見をお願いします。
- ③裁判の学習や支援行動に、できる範囲でご参加ください。
- ④周りに運動を広げていただきます。

※参加希望の方を○してください

原告 100 人

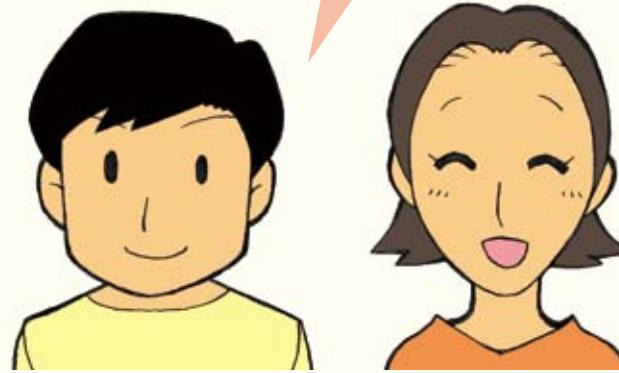
サポーター 1000 人

氏名	
所属団体	
住所	〒 一
連絡先電話番号	
E-mail	@

※この申込み用紙は下記宛に FAX するか、最低賃金裁判事務局へお持ち下さい。

原告になってみよう

100人



サポーターになろう

1000人

